

## [事案 29-52] 契約解除取消等請求

・平成 30 年 2 月 28 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人に言われるがまま書類を記入したこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主な主張>

平成 25 年 12 月に契約した医療保険を平成 28 年 6 月に別の医療保険に切り替え、数か月後に子宮頸部異形成等により入院・手術を受けたので給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、解除を取り消し、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人に対して、Aクリニックを受診し、子宮頸がん検診でひっかかったことを伝えたと  
ころ、募集人が保険の切り替えを勧めてきた。今の段階で保険を変更しても保障されるか  
確認したところ、間違いなく大丈夫だという返事を受けた上で、募集人に言われるがまま  
書類を記入した。
- (2) Aクリニックから子宮頸部異形成という診断名の告知は受けていない。同クリニックから  
B病院への紹介状は交付されたものの、中身を開封して読んだことはない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 受診日および検診日と告知日が近接していることや、子宮頸がん検診で指摘を受けて紹介  
されたB病院で再検査を受けた直後に、旧契約よりも保障が充実した本契約に加入してい  
ることから、故意または重過失による告知義務違反があった。
- (2) 契約解除するまで申立人から申出がなかったことや、募集人が一貫して否定していること  
などから、募集人が事前に申立人から受診および子宮頸ガン検診で指摘があったことを聞  
いていたにもかかわらず、告知を促さなかったとは認められない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知書作成時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が告知を妨害するなどしたとは認められないが、募集人は保険の切り替えのリスクについては特に説明していなかったなどと述べており、また告知書作成についての重要な注意事項を説明していなかった可能性も否定できないため、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。